

児童手当受給者が婚姻した場合の手続き

受給者の婚姻に伴って、婚姻相手と支給対象児童（※1）が養子縁組を行った。

はい

現受給者と婚姻相手のうち、
所得が高いのは婚姻相手である。

はい

「1.受給者変更」の
手続きが必要です。

いいえ

特に手続きは不要です。

※受給者の姓が変更になって
いる場合には、「2.」の手続
きも必要です。

いいえ

受給者の姓が変更になった。

はい

「2.受給者の氏名及び振込
先口座情報の変更の手続き」

いいえ

特に手続きは不要です。